

デイケアセンター マチニワ
(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション)運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人信愛会が開設するデイケアセンターマチニワ(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション(以下「通所リハビリテーション等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(「利用者」という。)に対し、適正な通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイケアセンター マチニワ
- (2) 所在地 愛知県豊川市光明町一丁目 19 番地の 10

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 医師1名(常勤兼務、医師と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

- (2) 従業者

医師 5 名(常勤で管理者と兼務 1 名、非常勤兼務 4 名)

1 単位目

理学療法士 3 名(常勤 2 単位目と兼務 2 名、非常勤専従1名)

理学療法士は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定

通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

作業療法士 1名(非常勤2単位目と兼務)

作業療法士は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

言語聴覚士 1名(非常勤2単位目と兼務)

言語聴覚士は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

看護職員 2名(非常勤2単位目とショートステイマチニワ看護職員と兼務1名、非常勤2単位目としんあいクリニック看護職員と兼務1名)

看護職員は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

介護職員 4名(常勤2単位目と兼務3名、非常勤2単位目と兼務1名)

介護職員は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

支援相談員 1名(常勤2単位目の介護職員と兼務)

支援相談員は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

利用者の日常生活の支援を行う。

2 単位目

理学療法士 5名(常勤1単位目と兼務2名、常勤3単位目と兼務3名)

理学療法士は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

作業療法士 2名(常勤支援相談員と兼務1名、非常勤1単位目と兼務1名)

作業療法士は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

言語聴覚士 1名(非常勤1単位目と兼務)

言語聴覚士は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

看護職員 3名(非常勤1単位目とショートステイマチニワ看護職員と兼務1名、非常勤1単位目としんあいクリニック看護職員と兼務1名、非常勤3単位目とショートステイマチニワ看護職員と兼務1名)

看護職員は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

介護職員 13名(常勤1単位目と兼務3名、常勤3単位目と兼務3名、非常勤1単位目と兼務1名、非常勤専従2名、非常勤3単位目と兼務1名、常勤1単位目の支援相談員と兼務1名、常勤3単位目の支援相談員と兼務1名、常勤で支援相談員と兼務1名)

介護職員は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通

所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

支援相談員 2名(常勤介護職員と兼務1名、常勤作業療法士と兼務1名)

支援相談員は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

利用者の日常生活の支援を行う。

3 単位目

理学療法士 3名(常勤2単位目と兼務)

理学療法士は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

看護職員 1名(非常勤2単位目とショートステイマチニワ看護職員と兼務)

看護職員は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

介護職員 4名(常勤2単位目と兼務3名、非常勤2単位目と兼務1名)

介護職員は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

支援相談員 1名(常勤2単位目介護職員と兼務)

支援相談員は、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

利用者の日常生活の支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 単位目

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間 午前9時45分から午後12時

2 単位目

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間 午前9時45分から午後4時

3 単位目

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間 午後1時15分から午後4時30分

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は次のとおりとする。

- 1単位目 15名
- 2単位目 40名
- 3単位目 10名

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション
- (2) 居宅と事業所間の送迎
- (3) 食事の提供
- (4) 入浴介助
- (5) 健康チェック
- (6) リハビリテーションマネジメント
- (7) 運動器機能向上

2 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

- (1) 食費 710円 おやつ160円
- (2) グループ活動費 150円
- (3) おむつ代

リハビリパンツS	85円／1枚
リハビリパンツM	90円／1枚
リハビリパンツL	100円／1枚
リハビリパンツLL	110円／1枚
紙おむつ M	100円／1枚
紙おむつ L	110円／1枚
尿取りパット	25円／1枚

(4) 文書料(医療費控除証明書) 550円／1通

(5) キャンセル料

利用予定日の前日の17時以降のキャンセルまたは連絡がない場合は、キャンセル料として食費・おやつ代相当額を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

豊川市

豊橋市賀茂町、下条西町、下条東町、浪ノ上町、牛川町、長瀬町、大村町、飽海町、旭町、今橋町、八町通
関谷町、下地町、瓜郷町、船町、北島町、南島町、菰口町、野田町、三ツ相町、吉川町、小向町、馬見塚町
湊町、高洲町、横須賀町、下五井町、川崎町、清須町、日色野町、前芝町、西浜町、梅藪町、梅藪西町

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要綱に従い、当該設備を破損することのないよう、安全性の確保に留意するものとする。
- (2) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所の従業員は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施する。

- 2 前項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人信愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。